

改正

昭和55年7月1日

昭和62年9月14日

平成7年10月1日

平成13年3月6日

平成28年4月1日施行

令和2年6月21日

いわき市中央卸売市場販売開始時刻前の卸売許可要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、卸売業者が行う販売開始時刻前の卸売（以下「先取り」という。）について、中央卸売市場（以下「市場」という。）における公正な売買取引と適正な価格形成を図るため、いわき市中央卸売市場業務条例（昭和52年いわき市条例第52号。以下「条例」という。）及びいわき市中央卸売市場業務条例施行規則（昭和52年いわき市規則第30号。以下「規則」という。）第42条に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(取扱い)

第2条 先取りは、条例第5条第2項に規定する販売開始時刻前でなければその物品を供給する目的が達せられない場合に限り、行うものとする。

(許可基準)

第3条 先取りは、次の各号に掲げる場合に許可するものとする。

- (1) 緊急に出港する船舶に物品を供給する場合
- (2) 病院、学校その他限られた者へ物品を供給するため、販売開始時刻後の卸売によることができない場合
- (3) 災害発生のため緊急に物品を供給する必要がある場合
- (4) 市場からの供給事情から判断して、先取りの方法以外にはその目的を達することができない場合

(対象物品)

第4条 先取りをすることができる物品は、条例第3条第1項に掲げる取扱品目の部類に属する物品とする。

(卸売数量)

第5条 先取りをすることができる数量は、同一品目及び同一規格の当日卸売をする物品の数量の30パーセント以内で、市場の適正な価格形成に支障をきたさない範囲内とする。ただし、当日卸売をする当該物品の数量が著しく多い場合で、市長が認めたときは、この限度を超えることができる。

(売買取引及び決済)

第6条 売買取引及び決済の方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 荷渡票

ア 卸売業者は、当該物品を販売したときは、直ちに当該物品を引渡しするとともに先取り物品荷渡票（第1号様式）を交付しなければならない。

イ 買受物品を市場外へ搬出する者は、卸売業者から交付された先取り物品荷渡票を携帯し、市場職員から求められたときは、これを提示しなければならない。

(2) 販売の時間及び買受物品の搬出

ア 先取りは、原則として市場開場時刻からとする。

イ 買受物品の搬出は、販売開始時刻前までに完了しなければならない。

(3) 先取りによる卸売価格は、その先取り物品と同一品目及び同一規格の物品を当日市場においてせり売等をしたときの最高価格又はこれを基準とした価格とする。

(4) 卸売業者は、先取りをしたときは、販売原票に先取と表示しなければならない。

(許可申請)

第7条 先取りをしようとする卸売業者は、当該卸売をする日の前日までに規則第42条に基づく販売開始時刻前の卸売許可申請書（規則第33号様式）に買受人と納入先との契約書（物品の品名、等級、数量、納入日時及び契約期間が表示してあるもの）を添付して、市長に提出しなければならない。

(許可)

第8条 市長は、第7条に規定する申請書の提出があつたときは、第2条に規定する取扱い及び第3条に規定する許可基準により市場の当該物品の需要状況その他の事情を考慮し、許可するものとする。

(公開)

第9条 先取りをした卸売業者は、次に掲げる事項を市場内に掲示しなければならない。

(1) 先取りをした物品の数量及び当該物品を当日市場においてせり売による卸売に上場した数量

(2) 先取りの対象となった仲卸業者及び売買参加者の名称並びに当該仲卸業者及び売買参加者がそれぞれ先取りにより買い受けた物品の数量

(報告)

第10条 卸売業者は、先取りをしたときは、先取り届出書（第2号様式）により、翌日までに市長に報告しなければならない。

(その他)

第11条 先取りに参加する者は、市長の指定した腕章（第3号様式）を着用しなければならない。

附 則

この要綱は、昭和52年8月27日から実施する。

附 則（昭和55年7月1日）

この要綱は、昭和55年7月1日から実施する。

附 則（昭和62年9月14日）

この要綱は、いわき市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例（昭和62年いわき市条例第36号）の施行の日から実施する。

附 則（平成7年10月1日）

この要綱は、平成7年10月1日から実施する。

附 則（平成13年3月6日）

この要綱は、平成13年3月6日から実施する。

附 則（平成28年4月1日施行）

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則（令和2年6月21日）

この要綱は、令和2年6月21日から実施する。

先取り物品荷渡票

先取

年 月 日

卸売業者名

年 月 日 許 可 第 号

卸売の相手方

品名

産地

規格・等級

数量

先 取 り 届 出 書

年 月 日

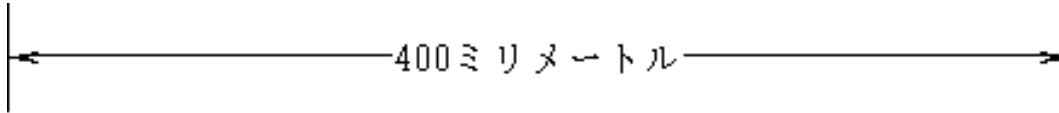
いわき市長 様

いわき市中央卸売市場
 名 称
 代表者氏名

部卸売業者

年 月 日許可第 号							
品 名	産地	出 荷 者	規格・等級	数量	卸売の相手方	卸 売 価 格	
						単価	金 額

第3号様式（第11条関係）



地色	青果部	淡黄
	水産物部	淡青
文字の色	黒	